

年金分割のための情報提供の請求書の記入方法等について

請求書の記入方法について

1. 「① 請求者(甲)」欄について

「㊦氏名」および「㊧住所」のフリガナは、カタカナでご記入ください。

(1) 当事者の二人が共同で請求する場合

その一方について「① 請求者(甲)」欄に記入し、他方については「② 請求者(乙)」欄にご記入ください。

(2) 当事者のうち、お一人で請求する場合

請求者自身についてご記入ください。

2. 「② 請求者(乙)または配偶者」欄について

「㊦氏名」および「㊧住所」のフリガナは、カタカナでご記入ください。

(1) 当事者の二人が共同で請求する場合

当事者二人のうち、「① 請求者(甲)」欄に記入した方以外の方についてご記入ください。

(2) 当事者のうち、お一人で請求する場合

配偶者(離婚等をした後の請求の場合は元配偶者。以下同じ。)についてご記入ください。配偶者の個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号が不明の場合は、「③個人番号(または基礎年金番号)」欄は「不明」と記入し、また、配偶者の現住所が不明の場合は、「㊧住所」欄は「不明」とご記入ください。

3. 「③ 婚姻期間等」欄について

- 「1」欄は、情報の提供を受けようとする婚姻期間等について、該当する項目を○で囲み、それぞれの項目に応じて定められた欄をご記入ください。
- 「2」欄は、情報提供を受けようとする婚姻期間等が「法律婚期間(婚姻の届出をした期間をいう。以下同じ。)のみ」の方がご記入ください。「㊨婚姻した日」は、戸籍謄(抄)本に記載されている「婚姻の届出年月日」を記入し、「㊩離婚した日、または婚姻が取り消された日」は、戸籍謄(抄)本の「離婚の届出年月日」等をご記入ください。現に、その法律婚期間が継続している場合は、㊦欄の記入は不要です。
- 「3」欄は、情報提供を受けようとする婚姻期間等が「事実婚期間(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間をいう。以下同じ。)のみ」の方がご記入ください。「㊪事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫(または妻)が、妻(または夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間(当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間)の初日を記入し、「㊫事実婚関係が解消したと認められる日」は、「事実婚関係を解消した日」をご記入ください。なお、今回の情報提供の請求が再請求の場合であって、過去に交付された「年金分割のための情報通知書」の「婚姻期間等」欄に記載されている期間の終日が「事実婚関係が解消したと認められる日」であるときは、その日をご記入ください。現に、その事実婚期間が継続している場合は、㊦欄の記入は不要です。
- 「4」欄は、情報提供を受けようとする婚姻期間等が「事実婚期間から引き続く法律婚期間」の方がご記入ください。「㊪事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫(または妻)が妻(または夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間(当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間)の初日をご記入ください。「㊨婚姻した日」と「㊩離婚した日、または婚姻が取り消された日」は、上記の「2」欄の記入方法を参照のうえ、ご記入ください。
- 「5」欄は、「事実婚期間」を有する方がご記入ください。事実婚期間のうち、夫(または妻)が妻(または夫)の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、枠外に「別紙に続く」と記入のうえ、別紙(様式は問いません)にその続きをご記入ください。ご自身の第3号被保険者であった期間が分からない場合は、年金事務所で記録を確認することができますので、年金事務所の窓口等でお尋ねください。

4. 「④対象期間に含めない期間」欄について

「①欄と②欄に記載した二人」の情報提供を受けようとする婚姻期間が、次の①または②に掲げるいずれかの期間と重複する場合、その「婚姻期間から①および②の期間と重複する期間を除いた期間」が年金分割の対象期間となり、当該期間に基づき情報を提供することになります。

① 「①欄と②欄に記載した二人」以外の者（以下「第三者」という。）が、その二人のどちらか一方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間

② 「①欄と②欄に記載した二人」のうち、そのどちらか一方が、第三者の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間

■このような場合は、第三者に係る記録を特定する必要があり、④欄「1」または「2」について、「はい」を○で囲んだ場合、当該第三者の氏名（必ずフリガナもご記入ください。）、生年月日および基礎年金番号をご記入ください。

■「①欄と②欄に記載した二人」の間で年金分割を行った後に、①または②に該当する第三者がいることが明らかになった場合は、年金分割が無効になることがありますので、ご注意ください。

■当事者の二人が共同で請求する場合、④欄「1」または「2」に関する回答について、便せん等、別紙に氏名等と併せて記入し、請求書に添えて提出することができます。この場合は、請求書の該当する欄に「別紙に記入」とご記入ください。

5. 「⑤再請求理由」欄について

今回の情報提供の請求が再請求である場合にのみご記入ください。情報提供の再請求は、前回、情報提供を受けた日の翌日から起算して3か月を経過している場合に限り行うことができます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、3か月を経過していない場合でも情報提供の再請求を行うことができます。

①国民年金法に規定する被保険者の種別の変更があった場合

②3歳未満の子を養育する厚生年金の被保険者等から標準報酬月額の特例（いわゆる養育特例）に係る申出が行われた場合

③第3号被保険者となったことに関する届出または第3号被保険者に関する種別確認の届出が行われた場合

④按分割合を定めるための裁判手続に必要な場合

6. 「⑥請求者(甲)の意思確認」欄について

「①請求者(甲)」欄に記載されている方についてご記入ください。

■「年金分割のための情報通知書」について、年金事務所の窓口での受け取りを希望される場合は「ア」を○で囲んでください。（年金事務所に提出した場合のみ窓口での受け取りが可能となります。）

郵送を希望される場合は「イ」を○で囲み、「送付先住所」欄をご記入ください。（間違いなく届くよう「〇〇様方」まで必要な場合はご記入ください。）送付先住所が「①請求者(甲)」欄「㊦住所」と同じ場合は、「㊦住所と同じ」とご記入ください。

■当事者の二人が共同で請求する場合に、「電話番号」や「送付先住所」について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れてください。

7. 「7 請求者(乙)の意思確認」欄について

(1) 当事者の二人が共同で請求する場合

「2 請求者(乙)」欄に記載されている方についてご記入ください。

■「年金分割のための情報通知書」について、年金事務所の窓口での受け取りを希望される場合は「ア」を○で囲んでください。(年金事務所に提出した場合のみ窓口での受け取りが可能となります。)郵送を希望される場合は「イ」を○で囲み、「送付先住所」欄をご記入ください。(間違いなく届くよう「〇〇様方」まで必要な場合はご記入ください。)送付先住所が「2 請求者(乙)」欄「㊦住所」と同じ場合は、「㊦住所と同じ」とご記入ください。

■「電話番号」や「送付先住所」について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。

(2) 当事者のうち、お一人で請求する場合

この欄の記入は必要ありません。

8. 「8 対象期間」欄について

この欄の記入は必要ありません。

9. 「9 請求者(甲)の婚姻期間等に係る資格記録」欄および「11 請求者(乙)または配偶者の婚姻期間等に係る資格記録」欄について

(1) 当事者の二人が共同で請求する場合

それぞれの婚姻期間等に係る資格記録について、できるだけ詳しく正確にご記入ください。なお、「11」欄の「配偶者の住所歴」欄の記入は不要です。

(2) 当事者のうち、お一人で請求する場合

「9」欄は、請求者についてご記入ください。「11」欄は、配偶者についてできるだけ詳しくご記入ください。なお、ご記入いただいた内容により配偶者に係る記録が特定することができない場合は、情報を提供することができないときがありますのでご承知おきください。

《 記入例 》

詳しくわからないときでも、都市区名まではご記入ください。

詳しくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったようにご記入ください。

1	事業所(船舶所有者)の名称および船員であったときはその船舶名(国民年金に加入していた場合は国民年金とご記入ください。)	事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入時の住所	勤務期間または国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類(○で囲んでください。)	備考
1	(有)〇〇商店	台東区台東2-1-X	昭和50.4.1から 昭和61.3.31まで	1 国民年金(1号・3号) 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
2	国民年金	杉並区高井戸西3-X-X	昭和61.4.1から 平成6.9.30まで	1 国民年金(1号・3号) 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
3	△△化学(株)	江東区亀戸5-X-X	平成6.10.1から 平成15.3.31まで	1 国民年金(1号・3号) 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
4	△△化学(株) 大阪工場	大阪市東区谷町9-X	平成15.4.1から 平成21.3.31まで	1 国民年金(1号・3号) 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
5	国民年金	三鷹市下連雀2-X-X	平成21.4.1から 平成27.3.31まで	1 国民年金(1号・3号) 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
6	(株)□□産業	豊島区東池袋3-X-X	平成27.4.1から 継続中	1 国民年金(1号・3号) 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
7				1 国民年金(1号・3号) 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険(船員) 4 共済組合等	
備考欄					

加入していた年金制度が国民年金のときは、「国民年金」とご記入ください。

社名だけでなく、支店・工場等についてもご記入ください。

厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、「継続中」とご記入ください。

10. 「**10** 請求者(甲)の年金見込額照会」および「**12** 請求者(乙)の年金見込額照会」欄について

「年金分割のための情報通知書」のほかに、次に掲げる方が希望される場合は、年金分割をした場合の年金の見込額をお知らせします。

- ・50歳以上の方については、分割をした場合の老齢厚生年金の見込額
 - ・障害厚生年金を受給している方については、分割をした場合の障害厚生年金の見込額
(対象期間が1号厚年期間のみ)
- 具体的には、按分割合50%（按分割合の範囲の上限）として年金分割をした場合の年金見込額と、年金分割をしなかった場合の年金見込額をそれぞれ試算しお知らせします。また、按分割合の範囲内で希望される按分割合に基づき試算することもできます。
- 年金見込額のお知らせは、希望された方のみに対してお知らせし、その内容は、当事者の他方に対してお知らせしません。
- 当事者のうち、お一人で請求する場合は、「**12** 請求者(乙)の年金見込額照会」欄の記入は不要です。

請求書に添えなければならない書類

1. (①に個人番号を記入したとき) マイナンバーカード等
(①に基礎年金番号を記入したとき) 基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類（郵送の場合は、写しでも可）
2. **1** 欄に記入した方と**2** 欄に記入した方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる戸籍の謄本、当事者それぞれの戸籍の抄本、戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）
(注) 事実婚関係にあった期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となりますので、詳細については年金事務所にお問い合わせください。

<添付書類の取扱いについて>

- 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

請求書の提出先など

1. 請求書は、原則として、請求者の住所地を管轄する年金事務所へ提出してください。
2. お問い合わせについては、全国の年金事務所および年金相談センターで承っております。
3. 年金事務所の所在地および電話番号は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)に掲載しています。
4. 上記のほか、各共済組合等へ提出可能です。

留意事項について

1. 情報提供については、「年金分割のための情報通知書」を交付することになりますが、請求方法や請求時期によって、次のようになっています。
 - (1) 当事者の二人が共同で請求した場合は、それぞれに「年金分割のための情報通知書」を交付します。
 - (2) 当事者のうち、お一人で請求した場合、
 - ・離婚等をしているときは、請求者と請求していない相手方にも「年金分割のための情報通知書」を交付します。
 - ・離婚等をしていないときは、請求者のみに「年金分割のための情報通知書」を交付します。
2. 年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。
 - (1) 離婚が成立した日
 - (2) 婚姻が取り消された日
 - (3) 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する場合を除く）
ただし、裁判手続きにより按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。
3. 当事者の一方がお亡くなりになっている場合、情報提供の請求はできません。